



島本町事業者応援商品券事業第2弾特定事業者（登録店舗） 取扱要項

島本町では、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰により売上が減少している事業所を応援するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、全世帯に、町内の登録店舗で使用できる「Withコロナみづまろくん事業者応援商品券（ウィズまろ券）」を発行します。

つきましては、登録店舗の皆様におかれましては、本要項を今一度確認し、適切な取扱いに努めてください。

1 商品券事業の概要

発行主体	島本町（店舗登録事務は島本町商工会に委託、販売換金等事務はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社近畿支店に委託）
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 500円券×8枚（4千円相当）のセット（A4用紙1枚に印刷されている） 内訳：地元再発見 500円×6枚、一般券 500円×2枚（詳細は2 商品券の種類を参照） <ul style="list-style-type: none"> ● 全世帯に配付（1人につき4,000円）
実施期間	登録店舗の募集 7月19日～令和5年2月28日（島本町商工会で受付） 商品券の配付 9月末ごろ～ 商品券の使用 10月1日～令和5年2月28日（町内の登録店舗で使用） 商品券の換金受付 10月15日～令和5年3月10日（島本町ふれあいセンターで受付）

2 商品券の種類

地元再発見（赤色）：店舗面積500㎡以上（駐車場除く）の店舗及びコンビニエンスストア以外の店舗で使用可能

一般券（青色）：すべての登録店舗で使用可能

- なお、次の品目は、商品券の利用対象外となりますので留意願います。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④国税、地方税や使用料などの公租公課及び電気、ガス、水道料金等の公共料金 ⑤医療保険や介護保険等の公的保険制度の一部負担金 ⑥その他町長が不相当と認めるもの |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 商品券の取扱い

- 商品券は、額面500円券がA4用紙に8枚印刷されており、ミシン目で切り取って使用することとなっています。地元再発見（赤）が6枚、一般券（青）が2枚となっています。
- 登録店舗は、商品券を持参した利用者に対して、令和4年10月1日～令和5年2月28日に限り、券面記載額に相当する物品の販売やサービスの提供等を行います。
- 消費者の商品券の利用限度額は、設けないものとします。

- 現金との交換・両替はできません。
- 商品券のみでお支払いの場合、お釣りは渡さないでください。
- 金券類（商品券、ビール券、図書券等）、プリペイドカードなどの換金性の高いもの、電子マネーのチャージ及び宝くじ等の取引には利用できません。（※2の利用対象外商品を参照）
- 受領した商品券は、再流通を防ぐため、速やかに裏面に取扱店舗名を記載してください（ゴム印可）。（既に裏面に店舗名が記載されている商品券は受取りを拒否してください。また、店舗名の記載のない商品券は、換金請求時に受付できません。）
- 島本町以外が発行した商品券の取扱はできません。
- 商品券の色合いや材質が違うなど、明らかに偽造等が疑われる場合には、受取りを拒否するとともに、警察または役場に連絡してください。
- 受領した商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理してください。
- 商品券の譲渡、売買、交換は禁止します。
- 盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して、発行者（島本町）は責任を負いません。
- 破損した商品券は、商品券番号が確認でき、かつ「島本町事業者応援商品券第2弾」と確認できるものは取扱い可とします。

<商品券の換金請求>

- 換金請求期間 令和4年10月15日（土）～令和5年3月10日（金）
【注意】週によって窓口営業曜日が異なりますので、ご注意願います。
 - ・毎月第1週目・3～5週目 火曜日・木曜日・土曜日
 - ・毎月第2週目のみ 月曜日・水曜日・土曜日
 - ・※3月の第2週目のみ 月曜日・水曜日・金曜日
 - ・いずれも10時～16時
- 登録店舗は、上記期間中に島本町ふれあいセンター1階受付（島本町桜井三丁目4番1号）に設置する商品券換金窓口「使用済商品券」と「島本町事業者応援商品券事業第2弾換金請求書（別紙参照）」を提出し、換金請求を行ってください。
 - 期限を過ぎての換金請求はできません。
 - 他の登録店舗の換金請求を代行することはできません。
 - 請求書は「地元再発見（赤）」と「一般券（青）」を分けて請求してください。
- 窓口休日（窓口が休みの日）
 - ・毎月第1週目、3～5週目 日曜日・月曜日・水曜日・金曜日
 - 毎月第2週目のみ 日曜日・火曜日・木曜日・金曜日
 - ※3月の第2週目のみ 日曜日・火曜日・木曜日・土曜日
 - ・島本町ふれあいセンター閉鎖日（12月24日、12月29日～1月3日）
- 請求額、使用済商品券の枚数を確認のうえ、登録申込時に指定した口座に金額を振り込みます。
 - 受付日は毎月10・20・30日、振込日は毎月10・20・30日を予定
（例：11月10日までに受け付けた請求分を11月20日に振込）
 - ※カレンダーの状況、受付状況等により、振込日がずれることがあります。
 - ※受付日が窓口休日の場合、前営業日が受付日となります。
例：11月10日（木）→11月9日（水）

- 商品券の換金請求にあたり、振込手数料等の負担はございません。
- 一般券（青）のみ対象の事業所による地元再発見（赤）のチケットの換金は行いません。お客様が間違えて支払時に提出した場合は、一般券（青）のみ対象の店舗では地元再発見（赤）のチケットを使用することができない旨ご説明願います。
- 商品券の裏面に店舗名の記載のない場合、換金請求時に受付できません。

<その他の留意事項>

- 同封の登録店舗ステッカーは、登録店舗であることが明確となるよう、見やすくわかりやすい場所に掲示してください（店舗入り口、レジ横の2箇所に掲示してください）。
- 店舗の登録情報に変更があった場合は、速やかに島本町事業者応援商品券事業第2弾換金受付窓口まで連絡してください。
- 登録事業者は十分な新型コロナウイルス感染症対策を実践していることが前提となっております。十分な新型コロナウイルス感染症対策に具体的な要件は求めませんが、下記の例を参考に、何らかの感染拡大防止に向けた対策を実践していることをお客様などに対し説明できるようにしておく必要があります。また、同封の業種ごとに示されているガイドラインをご一読ください。
 （例）3密対策、従業員のマスク着用、アルコール消毒液の設置、店内の換気、国のコロナ追跡システムの導入など。なお、店舗登録ステッカーに「新型コロナウイルス感染症対策実施店」と記載していますので、ご留意願います。
- その他、島本町からの指示を遵守してください。

<問い合わせ>

商品券の換金について の問合せ （窓口営業日の10時 ～16時）	島本町事業者応援商品券事業第2弾換金受付窓口 住所：〒618-0022 島本町桜井三丁目4番1号 （島本町ふれあいセンター1階） 電話：070-4510-2637 070-7591-6800 FAX：075-961-6298 ※窓口がお休みの日は<商品券の換金請求>に記載しています
その他商品券について の問合せ	島本町役場 にぎわい創造課 住所：〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号 （役場2階） 電話：075-962-2846 FAX：075-961-6298 ※受付日時 月～金曜日の9時～17時30分（祝日を除く）